

令和4年度 違反件数(違反条項別)

(1) 食品別集計

内 容		食 品 等													総 計
		菓 子 類	冷 凍 食 品	食 肉 及 び そ の 加 工 品	鮮 魚 介 類	魚 介 類 加 工 品	魚 肉 練 り 製 品	乳 ・ 乳 製 品	氷 菓	ア イ ス ク リ ー ム 類	清 涼 飲 料 水	工 農 産 物 及 び そ の 加 工 品	食 中 毒 原 因 食 品	そ の 他	
違 反 件 数		5	4	1	-	-	-	-	-	1	-	6	3	17	37
※ 違 反 理 由	6 条 違 反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	4
	12 条 違 反	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	13 条 違 反	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	3
	54条(旧51条)違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	55 条 違 反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	14
	食 品 表 示 法 第 5 条	4	4	-	-	-	-	-	-	1	-	3	-	3	15

(2) 業種別集計

内 容		業 種																	総 計
		飲 食 店 営 業	魚 介 類 販 売 業	菓 子 製 造 業	ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	乳 製 品 製 造 業	清 涼 飲 料 水 製 造 業	食 肉 製 品 製 造 業	水 産 製 品 製 造 業	麵 類 製 造 業	そ う ざ い 製 造 業	複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	冷 凍 食 品 製 造 業	複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	製 造 密 封 包 装 食 品 製 造 業	そ の 他 製 造 業	食 品 販 売 業		
違 反 件 数		18	-	4	1	-	-	1	-	-	3	-	-	-	-	-	10	37	
※ 違 反 理 由	6 条 違 反	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	
	12 条 違 反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
	13 条 違 反	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	
	54条(旧51条)違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	55 条 違 反	13	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14
	食 品 表 示 法 第 5 条	2	-	3	1	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	6	15

※食品衛生法第6条違反とは、食中毒を発生させた事例、もしくは同条で掲げるような食品を販売した事例
 第12条違反とは、使用してはいけない添加物を使用していた違反事例、
 第13条違反とは、成分について定められた規格に適合しない食品を輸入、製造、販売した事例、
 第54条(旧51条)違反とは、営業施設の基準を満たしていなかった事例、
 第55条違反とは、無許可で飲食店等を営業した事例、
 食品表示法第5条違反とは、定められた表示を記載していない食品を販売した事例です。